議 案 第 13 号

土地の処分について

次の土地を売り払う。

位 置 大阪府吹田市古江台6丁目91番20ほか10筆

面 積 27,210.71平方メートル

契約金額 4,848,742,000円

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説明

本市所有地をフジ住宅株式会社に売り払うため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案 を提出する次第である。 (参 考)

大阪市財産条例(抄)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下法という。)第96条第1項第8号の規定により、 市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不 動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件20,000平方メートル以上の ものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。